

Ⅱ 課の事務概要

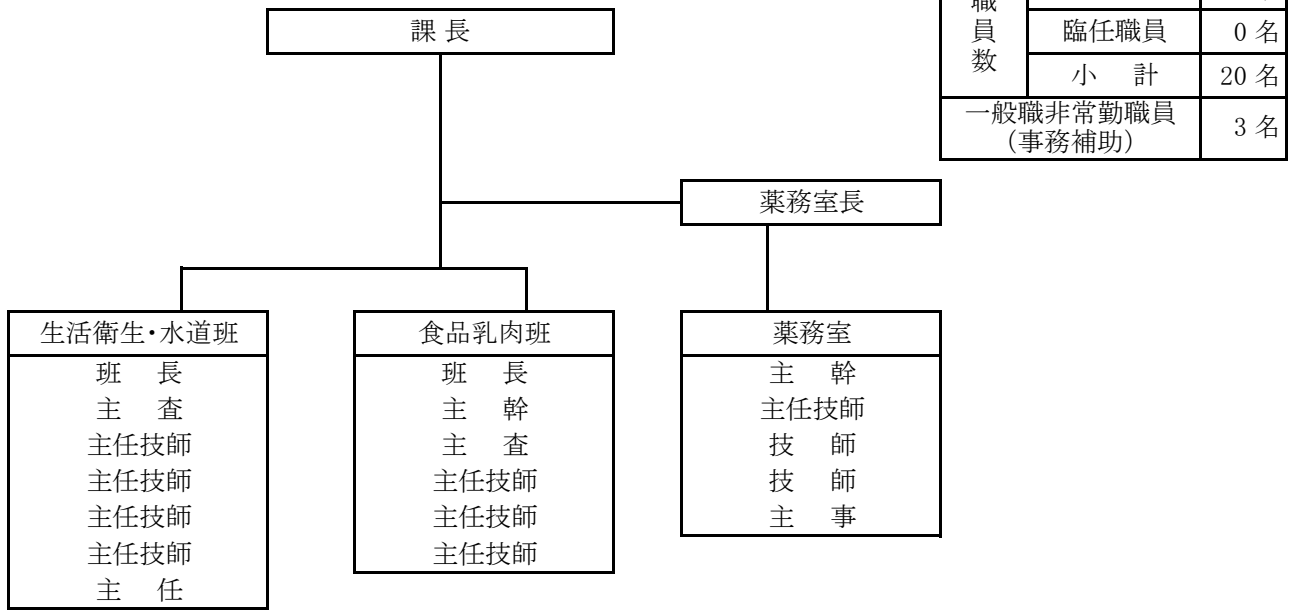
5 衛生薬務課



1 衛生薬務課の業務概要

(1) 組織図

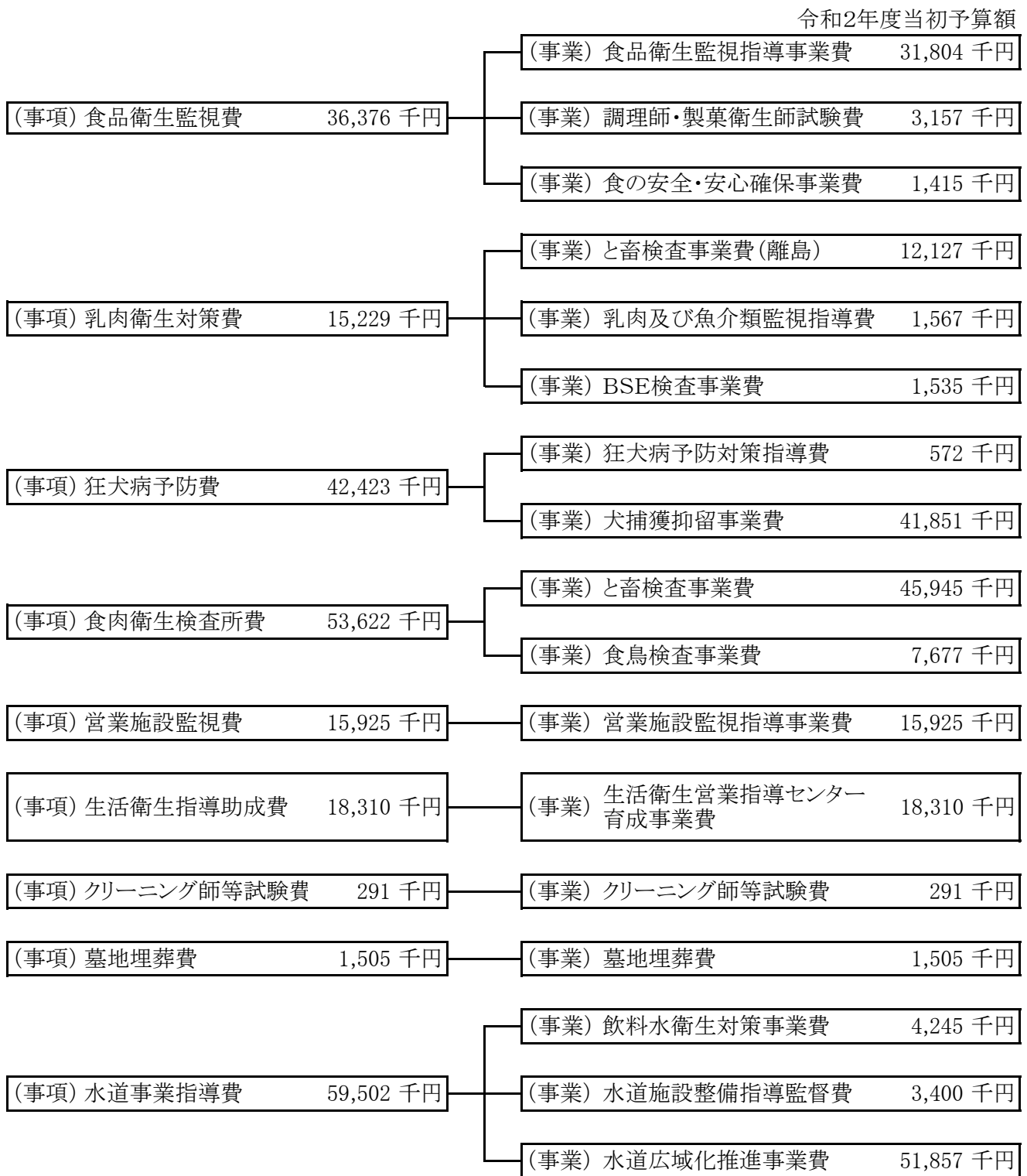
令和2年4月1日現在



(2) 事務分掌

班名等	分掌事務	班名等	分掌事務
生活衛生・水道班	(1)水道施設整備補助事業に関する事 (2)水道事業の認可に関する事 (3)水道広域化に関する事 (4)水道施設整備における技術指導に関する事 (5)水道原水水質保全事業の実施の促進に関する事 (6)水道の衛生管理に関する事 (7)水道統計調査等に関する事 (8)旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びびクリーニング業法に関する事 (9)墓地埋葬法に関する事 (10)建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事 (11)公衆浴場入浴料金審議会に関する事 (12)生活環境衛生関係の公益法人の指導、監督等に関する事 (13)生活衛生関係営業の運営の適正化及びび振興に関する法律に関する事 (14)遊泳用プールの水質調査に関する事 (15)住宅宿泊事業法に関する事 (16)課の庶務、予算の総括に関する事	薬務室	(1)薬事に関する事(動物用医薬品等を除く) (2)薬剤師法に関する事 (3)薬用植物の調査研究に関する事 (4)医薬分業に関する事 (5)薬事審議会に関する事 (6)医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法に関する事 (7)ハブ対策事業に関する事 (8)ハブクラゲ等危害防止に関する事 (9)麻薬及びび向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法に関する事 (10)毒物及び劇物取締法、毒物劇物取扱者試験に関する事 (11)麻薬・覚せい剤乱用防止運動沖縄地区大会に関する事 (12)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に関する事 (13)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関する事
食品乳肉班	(1)食品衛生及びび乳肉衛生に関する事 (2)食品衛生監視指導事業に関する事 (3)食品衛生思想普及啓発事業に関する事 (4)食品衛生監視員教育訓練事業に関する事 (5)食品衛生協会指導育成事業に関する事 (6)食品衛生検査施設の業務管理(GLP)に関する事 (7)調理師及びび製菓衛生師に関する事 (8)食中毒菌汚染実態調査事業に関する事 (9)有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事 (10)と畜場に関する事 (11)食鳥処理の事業及びび食鳥検査に関する事 (12)狂犬病予防に関する事 (13)食肉衛生検査所に関する事 (14)化製場等に関する事 (15)調理師、製菓衛生師関係団体に関する事 (16)食品の安全性の確保に関する事		

(3)主要事業の体系図



(事項) 薬事行政費	55,971 千円	(事業) 薬局等監視指導事業費	19,572 千円
		(事業) 薬価等調査委託事業費	1,609 千円
		(事業) 災害時緊急医薬品等備蓄事業	385 千円
		(事業) 薬局等を活用した健康情報拠点推進事業	3,581 千円
		(事業) 薬剤師確保対策事業	1,864 千円
		(事業) 薬剤師確保対策モデル事業	17,044 千円
		(事業) 県内薬剤師需給予測及び薬学部設置可能性等調査事業	11,916 千円
(事項) 毒物等指導取締費	2,691 千円	(事業) 毒物等指導取締事業費	2,691 千円
(事項) 麻薬等対策費	8,107 千円	(事業) 麻薬等対策事業費	4,413 千円
		(事業) 薬物乱用防止特別啓発事業費	3,694 千円
(事項) 血液対策費	1,188 千円	(事業) 献血思想普及啓発事業費	1,188 千円
(事項) ハブクラゲ等危害防止対策費	707 千円	(事業) ハブクラゲ等危害防止対策事業費	707 千円
(事項) ハブ対策費	28,632 千円	(事業) ハブ対策広報啓発事業費	227 千円
		(事業) 抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業	10,872 千円
		(事業) 抗毒素配備事業費	2,891 千円
		(事業) 危険外来種咬症根絶モデル事業	14,642 千円

2 生活衛生事業

(1) 生活衛生の概要

衛生業務課では、生活衛生、食品衛生、乳肉衛生、水道等多岐の分野にわたり、私たちの衣食住と深い関わりのある業務を所管している。

このことから、県民の生活環境の改善を図るため、衛生意識の高揚に力を入れてきたところであるが、一方で、大規模化かつ広域化の食中毒対策、公営墓地の整備促進、水道事業の広域化などの課題がある。これらの諸問題に対処するため、関係法令等に基づいた指導體制の強化や市町村との連携強化を図りつつ、県民への啓発活動を強化して諸事業の推進に当たっている。

(2) 生活衛生

ア 生活衛生関係営業等施設数

生活衛生関係法及び住宅宿泊事業法に基づく、沖縄県の生活衛生関係営業等施設数は表5-1のとおりである。

イ クリーニング師、理容師、美容師の状況

クリーニング業法第7条に基づき、クリーニング師試験を年1回実施している。(表5-2)
また、理容師法第11条の4及び美容師法第12条の3に基づく管理理容師・管理美容師の数は表5-3のとおりである。

さらに、理容師・美容師の養成施設は、それぞれ理容1施設、美容5施設となっている。

ウ 生活衛生指導助成事業

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に基づき、県内で8組合の生活衛生同業組合が設立されている。

また、沖縄振興開発金融公庫においては、生活衛生関係営業者の衛生水準の向上、設備の近代化等を促進するための生活衛生資金の融資制度があり、県では推薦事務を公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターに委託し行っている。(表5-4、表5-5)

エ 墓地等の経営許可

墓地等の経営主体は永続性、非営利性の観点から市町村等の地方公共団体を原則とし、これにより難しい事情のある場合は宗教法人、公益社団法人、公益財団法人による墓地経営が認められている。しかし、本県の場合は、他府県に比べ個人墓地の数が著しく高い。(表5-6、表5-7)

また、墓地等の経営許可については、全市町村へ権限移譲されている。

オ 公衆浴場の確保と対策

公衆浴場は保健衛生上欠くことのできないサービスを提供するとともに、その地域の保健衛生の水準維持に貢献し、県民の日常生活に不可欠の施設として親しまれてきたが、自家風呂の普及により利用者が大幅に減少しており、それに伴い、県内の公衆浴場数も年々廃業が相次い

でいる。(表5-8)

カ 遊泳用プールの水質調査

公衆の利用する遊泳用プールの水質状況を把握し、衛生的な遊泳用プールを県民に供給する目的で事業者の水質検査の実施状況について調査を実施している。(表5-9)

キ 建築物における衛生管理

ビルの使用者、利用者等の健康を確保するために、「建築物における衛生環境の確保に関する法律」に基づき特定建築物の届出、管理技術者の選任、衛生管理基準の遵守、ビルの衛生管理事業の登録等ビルの衛生指導強化に努めている。(表5-10、表5-11)

ク 知事所管の公益法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、6法人が公益認定を受けている。

表5-1 保健所別生活衛生営業施設数(令和元年度)

事業区分	保健所別	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	計
理 容 所 美 容 所		140	517	378	91	71	1,197
		306	1,175	816	179	161	2,637
公 衆 浴 場	普通浴場 公 営	0	0	0	0	0	0
	私 営	0	1	0	0	0	1
	その他浴場 第1号	1	5	1	0	0	7
	第2号	7	62	26	4	4	103
	第3号	0	0	0	0	0	0
	第4号	12	23	22	4	2	63
小 計		20	91	49	8	6	174
旅 館	ホ テ ル	39	102	23	41	75	280
	旅 館	98	170	75	70	62	475
	旅 館 ・ ホ テ ル	251	451	96	80	88	966
	簡 易 宿 所	1,439	793	455	540	497	3,724
	下 宿	1	4	0	0	3	8
小 計		1,828	1,520	649	731	725	5,453
住 宅 宿 泊 事 業		87	467	254	45	105	958
興 行 場	常 設	2	17	6	3	6	34
	臨 時	0	0	0	0	0	0
	小 計	2	17	6	3	6	34
ク リ ー ニ ン グ	ク リ ー ニ ン グ 所	17	52	40	12	10	131
	取 次 店 数	49	216	335	15	8	623
	無 店 舗 取 次 店	0	14	1	0	0	15
	小 計	66	282	376	27	18	769
合 計		2,449	4,069	2,528	1,084	1,092	11,222

※那覇市の件数は含まない。

表5-2 クリーニング師試験結果

	～H26年度	H27	H28	H29	H30	R1	計
クリーニング師試験合格者数	1,097	12	11	13	16	15	1,164

表5-3 管理理容師・管理美容師数

	～H26年度	H27	H28	H29	H30	R1	計
管理理容師	1,864	12	5	10	12	5	1,908
管理美容師	4,727	79	52	82	60	67	5,067

表5-4 生活衛生同業組合等設立認可状況

令和元年12月末現在

	認可年月日	組合員数	代表者	所在地	電話番号
(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター	昭和60年4月1日	-	鈴木 洋一	那覇市字小禄662番地3F	098-891-8960
(一社)沖縄県生活衛生同業組合連合会	昭和53年2月7日	-	伊添 一成	那覇市字小禄662番地3F	098-859-3366
沖縄県クリーニング業生活衛生同業組合	昭和47年10月31日	51	岩田 美和	南風原町字兼城677-6	098-880-2349
沖縄県公衆浴場業生活衛生同業組合	昭和47年11月16日	1	仲村 シゲ	沖縄市安慶田1-5-2	-
沖縄県美容業生活衛生同業組合	昭和47年12月16日	530	山内 優子	那覇市字小禄662 4F	098-996-3991
沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合	昭和48年1月29日	2,228	下地 秀光	那覇市松山1-35-1 2F	098-863-1780
沖縄県理容生活衛生同業組合	昭和48年3月27日	290	上原 勇	那覇市港町2-1-6 2F	098-863-8045
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	昭和49年9月2日	290	宮里 一郎	那覇市通堂町2-1 1F	098-861-4166
沖縄県すし料飲生活衛生同業組合	昭和51年7月6日	5	伊東 雄	那覇市字天久1201-1	098-867-6731
沖縄県飲食業生活衛生同業組合	昭和54年11月19日	915	鈴木 洋一	南風原町字宮平655-1 1F	098-889-8444

表5-5 生活衛生資金の借入申込及び貸付高状況

(単位:件、千円)

業種	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲食店営業	268	1,503,500	158	987,100	154	905,900
喫茶店営業	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	-	-	-	-	-	-
理容業	15	67,300	12	69,400	10	35,900
美容業	56	253,700	40	276,700	40	208,100
興行場営業	-	-	-	-	-	-
旅館業	7	88,500	2	65,000	2	256,400
浴場業	-	-	-	-	-	-
クリーニング業	4	32,000	5	12,800	2	20,000
その他	6	153,600	3	8,800	3	33,500
合計	356	2,098,600	220	1,419,800	211	1,459,800

※飲食店営業と喫茶店営業は合算

資料:沖縄振興開発金融公庫

表5-6 墓地・火葬場・納骨堂件数(令和元年度)

	墓地	火葬場	恒常的に使用して いる火葬場	納骨堂
地方公共団体	39	19	16	28
公益法人・財団法人	27	2	2	7
宗教法人	43	-	-	21
個人	12,727			
その他	29	1	1	2
計	12,865	22	19	58

※那覇市の件数は含まない。

表5-7 埋葬及び火葬件数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	埋葬	火葬	埋葬	火葬	埋葬	火葬	埋葬	火葬
死 体	4	12,738	1	9,782	2	9,692	2	10,377
死 胎	1	344	-	325	-	275	-	273
計	5	13,082	1	10,107	2	9,967	2	10,650

※那覇市の件数は含まない。

表 5-8 普通公衆浴場の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
施設数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
対前年比較	△ 5	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0	0

※平成25年度から那覇市が中核市になったことから、平成25年度以降は那覇市の件数は含まない。

表 5-9 遊泳用プール水質検査の実施状況調査結果（令和元年度）

区分	北部保健所	中部保健所	南部保健所	宮古保健所	八重山保健所	計
調査施設数	55	65	49	20	15	204
使用停止中施設数	-	-	-	-	-	-
未報告施設数	1	22	-	1	1	25
注意指摘件数	17	31	7	4	4	63

※那覇市の件数は含まない。

表 5-10 保健所別特定建築物届出数（令和元年度）

種類	北部保健所	中部保健所	南部保健所	宮古保健所	八重山保健所	計
興行場	-	3	1	1	-	5
百貨店	-	1	1	-	-	2
店舗	9	33	28	1	5	76
事務所	11	27	25	6	5	74
学校	-	8	6	-	-	14
旅館	22	46	8	12	16	104
その他	2	42	15	1	1	61
合計	44	160	84	21	27	336

※那覇市の件数は含まない。

表 5-11 保健所別ビル管理登録営業所（令和元年度）

種類	北部保健所	中部保健所	南部保健所	宮古保健所	八重山保健所	計
建築物清掃業	2	9	5	6	3	25
建築物空気環境測定業	-	3	-	1	1	5
建築物飲料水水質検査業	-	4	2	-	-	6
建築物飲料水貯水槽清掃業	6	23	26	7	5	67
建築物ねずみ・昆虫等防除業	2	13	11	2	2	30
建築物環境衛生総合管理業	3	8	8	1	1	21
建築物空気調和用ダクト清掃業	-	2	-	-	-	2
建築物配水管清掃業	-	5	9	-	-	14
合計	13	67	61	17	12	170

※那覇市の件数は含まない。

3 食品乳肉衛生

(1) 食品関係営業施設の監視指導状況

食品衛生法に基づき食品の安全性の確保を図るために、食品関係営業施設（表5-13）を対象に立入検査を実施し（表5-12）、構造設備や食品の衛生的取扱いについて指導を行っている。

特に夏期食品一斉取締り（7月）や年末の食品一斉取締り（12月）では集団給食施設、宿泊施設、弁当及びそうざい製造業の監視指導を重点的に行い、大規模食中毒の発生防止に努めている。

また、食品等の収去試験については、令和元年度は749検体を収去し、10検体の不良検体を検出した。（令和元年度衛生行政報告例より）（表5-14、15、16）

(2) 食中毒発生状況

令和元年は、171人の患者数で20件の食中毒が発生した（表5-22）。沖縄県の気候は、高温多湿で、食中毒を起こす細菌が増殖しやすい条件下にあり、また、冬季のノロウイルス食中毒の発生により年間を通じて食中毒が発生している（表5-17）。

過去10年間の原因施設別発生件数では、飲食店（86件、38.1%）、家庭（46件、20.4%）、製造所（6件、2.7%）の順であるが、原因施設別発生患者数でみると、飲食店（1,656人、62.6%）、家庭（147人、5.6%）、旅館（131人、5.0%）が多い（表5-18、19）。

病因物質の食中毒発生件数では、カンピロバクター属菌によるものが最も多く、次いでサルモネラ属菌及び自然毒の順となっており、発症患者数でみるとサルモネラ属菌によるものが最も多く、次いでウイルス性の順となっている。（表5-20）

原因食品別食中毒の発生件数では、魚介類及びその加工品が52件（23.0%）で、複合調理食品が30件（13.3%）となっている（表5-21）。

(3) 調理師・製菓衛生師

県内の調理師養成施設は、表5-23のとおり5施設あり、製菓衛生師養成施設は表5-24のとおり3施設である。

また、試験実施状況は表5-25のとおりである。これまでの免許取得状況も表5-26からわかるように、令和元年度末までに調理師34,102人、製菓衛生師1,284人が登録されている。

(4) 食肉衛生

食肉及び食鳥肉は、県民の蛋白源として重要な食品であり、それらの安全を確保し、安全で衛生的な食肉を供給するため、検査体制を強化し、と畜場及び食鳥処理場の整備、構造設備の改善、衛生保持及び業者等への衛生措置について助言・指導を行っている。

平成13年9月、わが国において初めてBSEに罹（り）患した牛が確認されたことから、食肉の安全を確保するとともに、国民の不安を解消するため、平成13年10月18日から全国一斉に食肉処理される全ての牛についてBSEスクリーニング検査が開始された。平成17年10月1日からは、めん羊及び山羊についても、伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施している。

平成29年からは健康畜に係る検査が廃止され、検査対象は原因不明の運動障害等を示した獣畜

となっている。

ア と畜場

と畜場法に基づき、県下7と畜場（1か所は簡易と畜場）に搬入された獣畜（牛・馬・豚・山羊等）についてと殺解体の検査を適正に実施し、食用に不適な獣畜のと殺解体禁止及び廃棄等の行政措置を行っている。

各と畜場の概要は、表5-27のと畜場一覧表に示すとおりである。

イ と畜検査体制

県下におけると畜検査業務は、中央食肉衛生検査所（と畜場数1）・北部食肉衛生検査所（同2、うち1か所は簡易と畜場）・南部保健所（同1）・宮古保健所（同1）・八重山保健所（同2）がそれぞれの管轄すると畜場において実施している。

また、獣畜のと殺解体等の取扱いについては、と畜場でと殺解体し検査を受ける等の合法的に行うよう広報、指導に努めるとともに違反者に対しては、厳正に対処している。

ウ と畜検査頭数

令和元年度のと畜検査状況は、表5-28に示すとおり、総検査頭数は326,848頭で、前年度より17,917頭（5.2%）の減である。豚については18,425頭（5.5%）の減、牛については8頭（0.2%）の増、山羊については508頭（18.3%）の増である。

令和元年度の各と畜場別と畜検査頭数は、表5-28(2)に示すとおりである。

また、令和元年度のと畜場内と殺頭数及び畜種別枝肉重量は、表5-29に示すとおりであり、1頭当たりの平均枝肉重量は、牛417kg、馬226kg、豚81kg、山羊26kgである。

エ と殺解体禁止及び廃棄処分状況

令和元年度の獣畜のと殺解体禁止又は廃棄した原因については、表5-30に示すとおりであり、生体検査の結果、と殺解体禁止の獣畜は、牛1頭、豚12頭（豚丹毒等）である。

一方、と殺解体後の検査の結果、全部廃棄頭数は、牛25頭、豚445頭、山羊3頭である。

牛の全部廃棄の主な原因別構成は、敗血症6頭（24%）、腫瘍5頭（20%）、膿毒症4頭（16%）等である。豚の全部廃棄の主な原因別構成は、豚丹毒224頭（50%）、敗血症78頭（18%）、サルモネラ症55頭（12%）、トキソプラズマ病50頭（11%）、膿毒症23頭（5%）等である。

また、一部廃棄の実頭数は、と畜場内と殺頭数のうち牛が2,628頭（62.8%）、豚が228,943頭（71.7%）、馬が20頭（57.1%）、山羊が1,758頭（53.5%）である。

オ 食鳥検査

近年消費が伸びている食鳥肉の安全性を確保し、国民の健康の維持増進を目指し平成4年4月1日から法的に食鳥検査制度が導入され、牛、豚等と同じように1羽ごとの疾病検査が実施され、食用に不適な食鳥のと殺解体の禁止及び廃棄等の措置を行っている。

令和元年度に検査した食鳥は4,126,445羽で、そのうちブロイラーの検査羽数は3,606,992羽（87.4%）、成鶏（産卵鶏等）の検査羽数は519,453羽（12.6%）である。と殺禁止とした

羽数は、ブロイラーが26,011羽（0.7%）、成鶏が40,639羽（7.8%）である。

なお、年度別食鳥処理場別検査羽数は表5-31に示すとおりである。

カ 牛乳等の衛生

乳及び乳製品は、食品衛生法と乳等省令により、その成分規格、製造の基準、表示及びそれらに使用する容器の規格基準等が定められており、これらに基づいて、品質管理、衛生管理の指導を行っている。

令和元年度県内乳処理業の営業施設数は表5-32に示すとおりであり、12業者となっている。そのうち、厚生労働省の総合衛生管理製造過程（HACCP）承認施設は3業者である。また、令和元年度の乳処理量は表5-33に示すとおりである。

表5-12 食品関係営業施設数及び監視回数（平成22年～令和元年度末）

区分 年次	許可を要する施設		許可を要しない施設	
	施設件数	監視回数	施設数	監視回数
H22	43,111	12,424	17,349	784
H23	43,665	9,513	17,666	504
H24	43,665	10,500	16,805	638
H25	32,639	7,914	15,024	611
H26	32,828	7,822	13,722	524
H27	35,094	9,491	13,605	771
H28	34,482	10,038	14,261	813
H29	34,944	9,902	14,519	859
H30	35,408	9,491	15,029	624
R1	35,800	9,043	15,586	752

※平成25年度に那覇市の中核市移行に伴い保健所が設置されたため、同年度より那覇市の営業施設を除く実績とする。

表5-13 保健所別食品関係営業施設（令和元年度）

業種別		保健所別		北部	中部	南部	宮古	八重山	計
飲食店	一般食堂・レストラン等			1,370	3,949	2,222	734	979	9,254
	仕出し屋・弁当屋			83	321	276	48	48	776
	旅館			104	81	98	35	152	470
	その他			1,779	5,231	2,755	659	1,114	11,538
菓子(パンを含む。)製造業				510	1,143	755	245	323	2,976
乳処理業				2	1	4	1	4	12
特別牛乳さく取処理業				-	-	-	-	-	-
乳製品製造業				5	8	16	3	11	43
集乳業				-	-	-	-	-	-
魚介類販売業				288	505	494	151	192	1,630
魚介類せり売り営業				4	11	6	1	2	24
魚肉ねり製品製造業				10	5	23	7	13	58
食品の冷凍または冷蔵業				12	36	64	11	20	143
かん詰またはびん詰食品製造業				12	7	16	2	14	51
喫茶店営業				478	1,078	715	159	221	2,651
あん類製造業				-	-	1	-	1	2
アイスクリーム類製造業				95	182	122	50	73	522
乳類販売業				232	623	418	92	123	1,488
食肉処理業				20	7	22	4	18	71
食肉販売業				297	639	469	116	143	1,664
食肉製品製造業				9	21	20	2	6	58
乳酸菌飲料製造業				1	1	4	-	5	11
食用油脂製造業				2	5	4	1	1	13
マーガリン又はショートニング製造業				-	-	-	-	-	-
みそ製造業				20	31	29	11	17	108
醤油製造業				1	-	2	2	4	9
ソース類製造業				27	72	32	17	33	181
酒類製造業				15	15	17	10	12	69
豆腐製造業				19	31	49	10	10	119
納豆製造業				-	-	1	-	-	1
めん類製造業				15	33	36	10	14	108
そうざい製造業				197	409	374	171	283	1,434
添加物製造業				4	5	6	-	1	16
食品の放射線照射業				-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業				48	55	80	27	33	243
氷雪製造業				9	10	10	15	10	54
氷雪販売業				1	-	1	-	1	3
計				5,669	14,515	9,141	2,594	3,881	35,800

表5-14 年次食品等の収去試験の状況（平成26～令和元年度）

食品区分		年次別	H26		H27		H28		H29		H30		R1	
			収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良
魚介類		(01)	48	1	50	3	51	-	25	-	18	-	25	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	(02)	2	-	3	-	8	-	-	-	-	-	3	-
	冷凍直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	(03)	4	-	8	-	5	-	5	-	8	-	5	-
	冷凍直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	(04)	9	-	7	-	10	1	5	1	2	-	2	-
	生食用冷凍鮮魚介類	(05)	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）		(06)	30	2	30	-	29	1	26	5	18	-	34	-
肉卵類加工品（かん詰・びん詰を除く）		(07)	568	5	518	3	530	-	248	1	755	-	222	-
乳製品		(08)	13	1	3	-	1	-	1	-	24	-	2	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）		(09)	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓		(10)	20	4	37	-	33	4	36	-	27	1	24	3
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）		(11)	31	-	29	-	54	-	44	-	-	-	37	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）		(12)	121	-	144	7	77	-	155	-	98	1	33	-
菓子類		(13)	67	3	51	-	48	9	37	7	12	-	12	-
清涼飲料水		(14)	46	-	61	3	57	-	46	-	45	1	27	-
酒精飲料水		(15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪		(16)	10	-	10	-	11	-	10	-	12	-	10	-
水		(17)	1	-	5	-	14	-	13	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品		(18)	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
その他の食品		(19)	443	1	479	1	467	-	524	1	381	10	313	7
添加物	科学的合成品及びその製剤	(20)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の添加物	(21)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具及び容器包装		(22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ		(23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		(24)	1,419	17	1,435	17	1,397	15	1,178	15	1,400	13	749	10

表5-15 食品等の収去試験の状況（保健所別）（令和元年度）

	北部保健所		中部保健所		南部保健所		宮古保健所		八重山保健所		北部食肉衛生検査所		中央食肉衛生検査所		合計	
	検体数		検体数		検体数		検体数		検体数		検体数		検体数		検体数	
	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良	収去	不良
魚介類	1	-	10	-	8	-	3	-	3	-	-	-	-	-	25	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
	凍結前加熱・加熱後摂取		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	-	-	14	-	1	-	3	-	16	-	-	-	-	34	-	
肉卵類及びその加工品	15	-	44	-	14	-	9	-	14	-	120	-	6	222	-	
乳製品	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類・氷菓	-	-	24	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	3	
穀類及びその加工品	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	
野菜類・果物及びその加工品	7	-	10	-	12	-	2	-	2	-	-	-	-	33	-	
菓子類	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12	-	
清涼飲料水	-	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	-	
酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の食品	1	-	247	-	14	7	40	-	11	-	-	-	-	313	7	
添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	25	-	433	3	49	7	58	-	58	-	120	-	6	749	10	

表5-16 食品等の収去試験の状況（不良理由）（令和元年度）

	(実数)		不良理由(延べ数)							暫定基準値収去検体数(実数)
	収去検体数	不良検体数	大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	残留動物用医薬品	その他	
魚介類	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品		3	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱・加熱後摂取		5	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取		2	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	34	-	-	-	-	-	-	-	-	
肉卵類及びその加工品	222	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類・氷菓	24	3	3	-	-	-	-	-	-	
穀類及びその加工品	37	-	-	-	-	-	-	-	-	
野菜類・果物及びその加工品	33	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子類	12	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水	27	-	-	-	-	-	-	-	-	
酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の食品	313	7	-	-	-	-	-	7	-	
添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	749	10	3	-	-	-	-	7	-	

表5-17 食中毒月別発生状況（過去10年間：発生件数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成22年	-	-	2	1	-	10	1	4	7	8	1	1	35
平成23年	2	1	-	-	-	6	4	4	5	4	4	1	31
平成24年	2	2	2	-	2	2	3	3	1	1	-	2	20
平成25年	-	-	3	1	-	1	1	-	3	2	2	-	13
平成26年	1	2	1	1	3	-	2	2	3	-	-	1	16
平成27年	-	1	1	-	1	1	2	3	5	2	2	-	18
平成28年	-	-	4	3	3	2	5	2	3	4	1	2	29
平成29年	1	1	3	4	2	-	1	2	5	1	2	-	22
平成30年	1	2	3	-	3	1	2	3	3	1	2	1	22
令和元年	2	2	1	1	2	2	1	1	1	3	3	1	20
合計	9	11	20	11	16	25	22	24	36	26	17	9	226

※平成25年に那覇市の中核市移行に伴い保健所が設置されたため、同年より那覇市の食中毒発生件数を除く実績とする。

食中毒月別発生状況（平成22年～令和元年）

発生件数総数 226 件

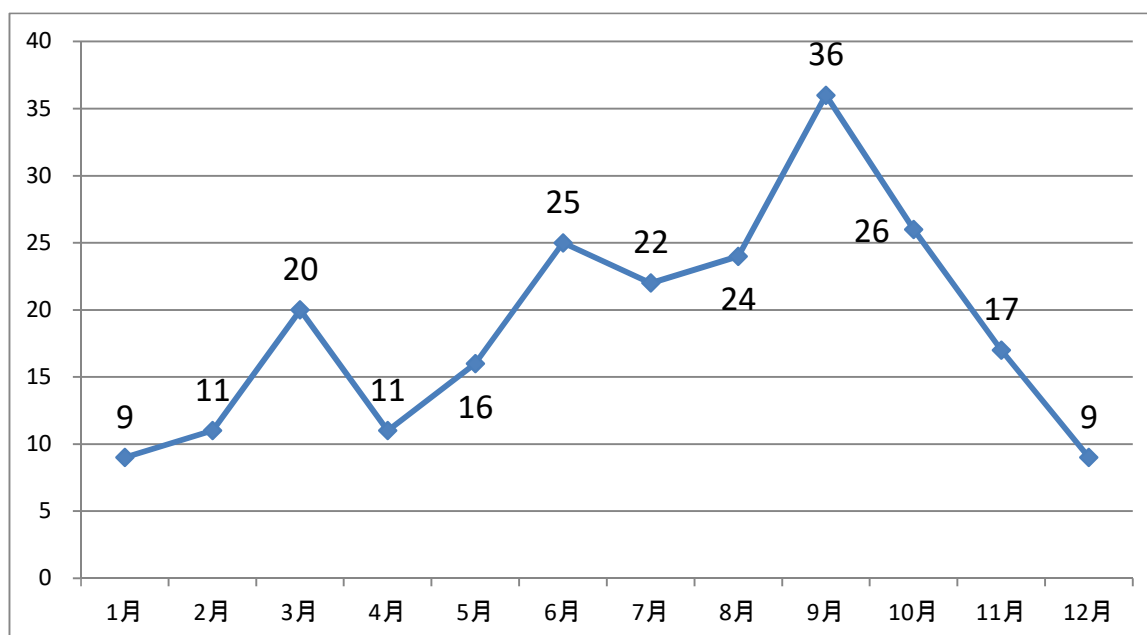


表5-18 原因施設別食中毒発生状況（過去10年間：件数）

	家庭	飲食店	旅館	製造所	学校	その他	不明	合計
平成22年	5	12	1	1	-	3	13	35
平成23年	6	8	1	-	-	6	10	31
平成24年	9	9	-	-	-	-	2	20
平成25年	-	4	-	1	-	1	7	13
平成26年	5	7	-	-	-	-	4	16
平成27年	5	6	-	1	-	1	5	18
平成28年	7	14	1	-	-	1	6	29
平成29年	2	7	-	2	1	2	8	22
平成30年	2	9	-	1	-	3	7	22
令和元年	5	10	-	-	-	1	4	20
発生件数計	46	86	3	6	1	18	66	226

※平成25年に那覇市の中核市移行に伴い保健所が設置されたため、同年より那覇市の食中毒発生件数を除く実績とする。

表5-19 原因施設別食中毒発生状況（過去10年間：患者数）

	家庭	飲食店	旅館	製造所	学校	その他	不明	合計
平成22年	20	240	9	84	-	160	16	529
平成23年	42	157	117	-	-	53	88	457
平成24年	20	213	-	-	-	-	4	237
平成25年	-	132	-	2	-	5	19	158
平成26年	13	233	-	-	-	-	21	267
平成27年	15	88	-	3	-	32	19	157
平成28年	16	366	5	-	-	2	12	401
平成29年	5	31	-	8	32	3	12	91
平成30年	3	129	-	8	-	25	12	177
令和元年	13	67	-	-	-	5	86	171
患者数計	147	1,656	131	105	32	285	289	2,645

※平成25年に那覇市の中核市移行に伴い保健所が設置されたため、同年より那覇市の食中毒発生件数を除く実績とする。

原因施設別発生件数及び患者数（過去10年間）

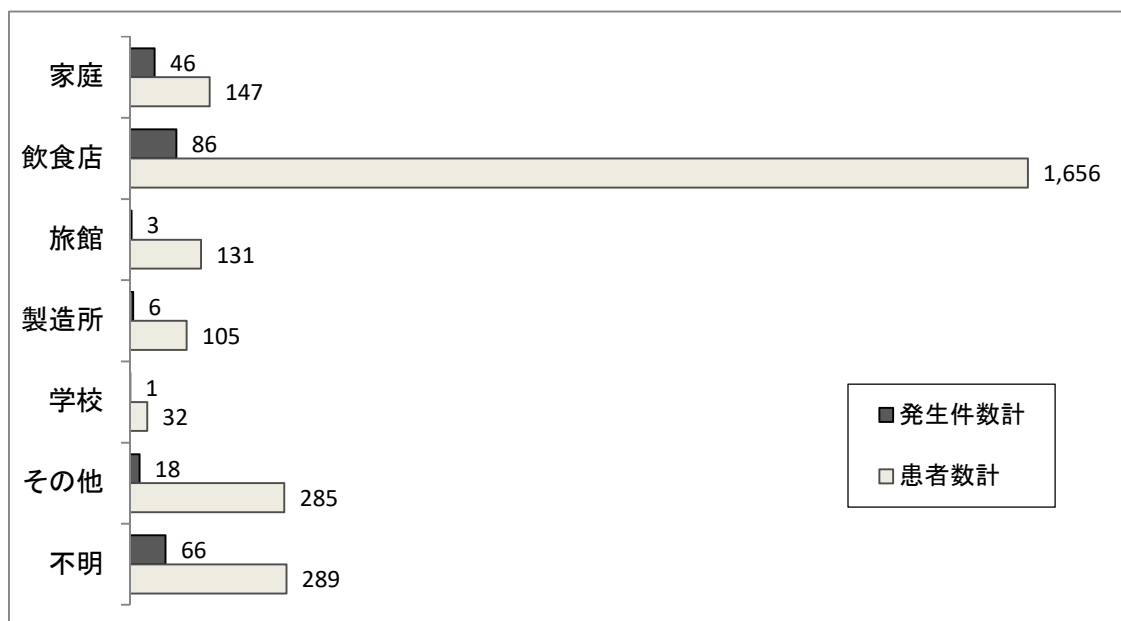
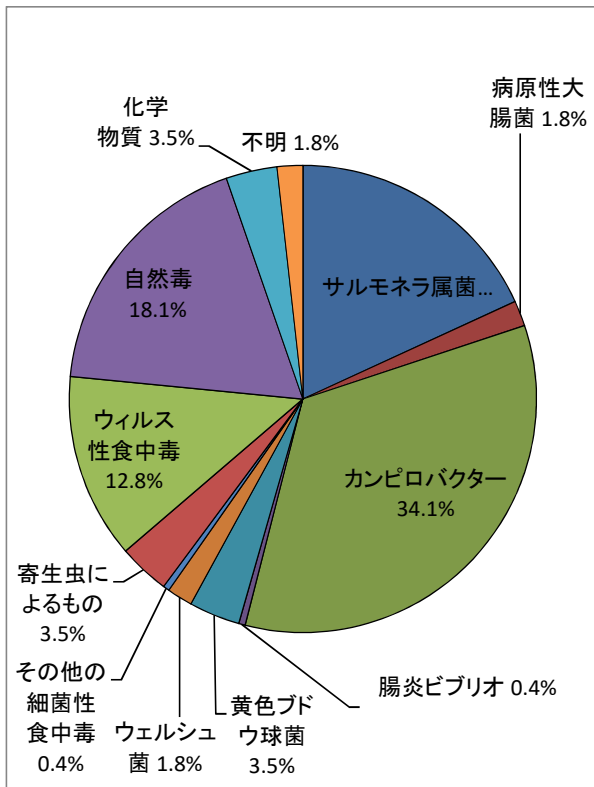


表5-20 病因物質別食中毒発生状況（過去10年間）

		細菌性食中毒							寄生虫によるもの	ウイルス性食中毒	その他の食中毒		不明	計
		サルモネラ属菌	病原性大腸菌	カンピロバクター	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	ウェルシュ菌	その他の細菌性食中毒			自然毒	化学物質		
H22	件数	10	2	15	1	-	-	-	-	2	5	-	-	35
	人数	357	63	32	20	-	-	-	-	41	16	-	-	529
H23	件数	13	-	9	-	-	1	-	-	3	3	1	1	31
	人数	239	-	27	-	-	33	-	-	145	7	1	5	457
H24	件数	3	-	4	-	-	1	1	-	4	7	-	-	20
	人数	7	-	14	-	-	47	1	-	152	16	-	-	237
H25	件数	2	-	8	-	-	-	-	-	1	1	1	-	13
	人数	120	-	17	-	-	-	-	-	14	5	2	-	158
H26	件数	2	-	4	-	-	1	-	1	3	4	-	1	16
	人数	10	-	13	-	-	152	-	1	77	12	-	2	267
H27	件数	5	-	3	-	1	-	-	-	3	6	-	-	18
	人数	52	-	8	-	4	-	-	-	76	17	-	-	157
H28	件数	2	2	7	-	5	-	-	2	4	6	1	-	29
	人数	18	245	21	-	52	-	-	2	53	9	1	-	401
H29	件数	1	-	10	-	-	-	-	1	3	3	2	2	22
	人数	5	-	34	-	-	-	-	1	35	7	5	4	91
H30	件数	2	-	10	-	1	1	-	2	2	2	2	-	22
	人数	49	-	24	-	8	68	-	2	17	4	5	-	177
R1	件数	1	-	7	-	1	-	-	2	4	4	1	-	20
	人数	7	-	34	-	3	-	-	2	52	6	67	-	171
計	件数	41	4	77	1	8	4	1	8	29	41	8	4	226
	人数	864	308	224	20	67	300	1	8	662	99	81	11	2,645
(割合)	件数	18.1%	1.8%	34.1%	0.4%	3.5%	1.8%	0.4%	3.5%	12.8%	18.1%	3.5%	1.8%	100.0%
	人数	32.7%	11.6%	8.5%	0.8%	2.5%	11.3%	0.0%	0.3%	25.0%	3.7%	3.1%	0.4%	100.0%

※平成25年に那覇市の中核市移行に伴い保健所が設置されたため、同年より那覇市の食中毒発生件数を除く実績とする。

病因物質別発生件数（平成22年～令和元年）
計226件



病因物質別発症患者数（平成22年～令和元年）
計2,645人

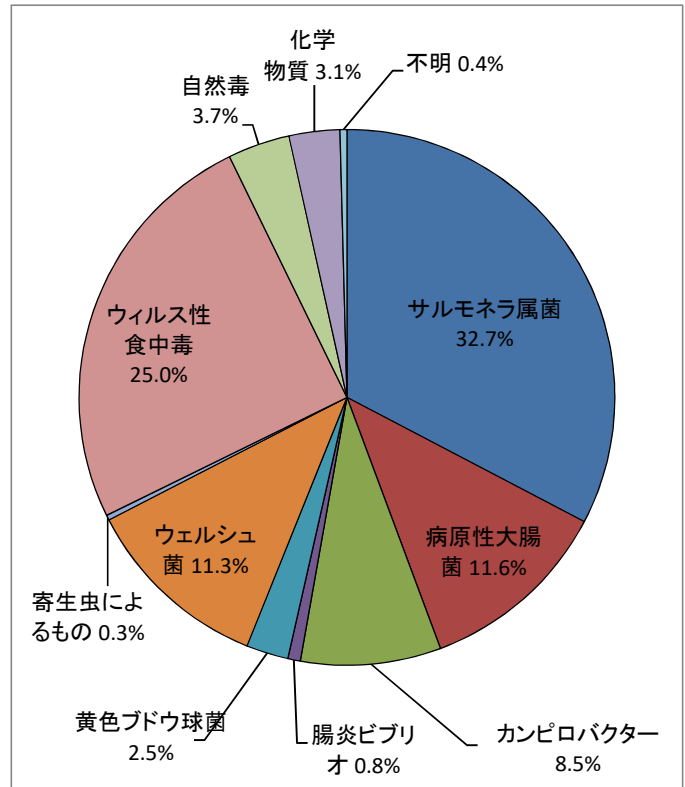


表5-21 原因食品別発生状況（過去10年間：発生件数）

	魚介類及びその加工品	複合調理食品	穀類及びその加工品	肉類及びその加工品	菓子類	卵・乳及びその加工品	その他	不明	合計
平成22年	7	5	0	4	0	0	0	19	35
平成23年	3	3	0	1	0	0	5	19	31
平成24年	6	7	0	1	0	0	2	4	20
平成25年	1	0	0	1	0	1	3	7	13
平成26年	4	1	0	5	0	0	1	5	16
平成27年	6	2	0	2	0	0	1	7	18
平成28年	9	9	0	2	0	0	0	9	29
平成29年	5	2	0	0	0	0	8	7	22
平成30年	4	0	0	1	0	0	11	6	22
令和元年	7	1	0	3	0	0	6	3	20
合計	52	30	0	20	0	1	37	86	226
(割合)	23.0%	13.3%	0.0%	8.8%	0.0%	0.4%	16.4%	38.1%	100.0%

※平成25年に那覇市の中核市移行に伴い保健所が設置されたため、同年度より那覇市の食中毒発生件数を除く実績とする。

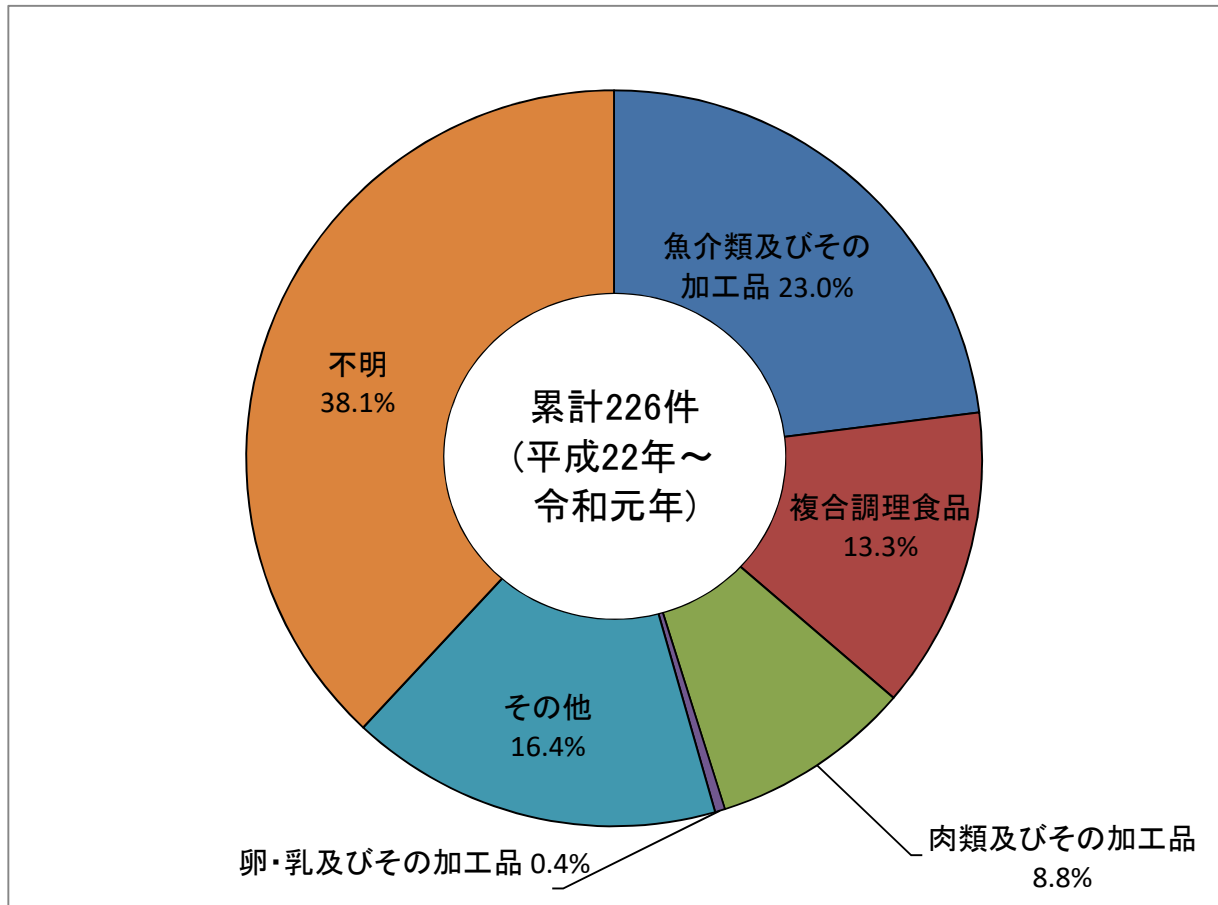


表5-22 令和元年沖縄県食中毒発生状況

番号	保健所	発生月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	血清型等	原因施設	備考
1	八重山	1月26日	自宅等	14	5	鶏レバー	カンピロバクター属菌		給食施設	
2	宮古	1月31日	自宅等	4	3	平成31年1月27日(日)、同年2月1日(金)に当該施設で提供された食事(推定)	カンピロバクター属菌		飲食店	
3	中部	2月1日	自宅等	不明	3	不明	カンピロバクター属菌		不明	
4	中部	2月5日	自宅等	9	7	中身汁	サルモネラ属菌	サルモネラ・エンテリティディス	家庭	
5	南部	3月6日	自宅等	不明	14	不明	カンピロバクター属菌		不明	
6	北部	4月15日	自宅	2	1	シメサバ	アニサキス		家庭	
7	北部	5月11日	自宅等	15	10	令和元年5月10日(金)に当該施設で提供された食事(推定)	ロタウイルス		飲食店	
8	南部	5月15日	自宅等	4	4	令和元年5月14日(火)に当該施設で提供された食事(推定)	ノロウイルス	G2	飲食店	
9	中部	6月10日	自宅等	4	3	鶏の白レバ刺し	カンピロバクター属菌	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	
10	南部	6月22日	自宅	1	1	バラハタのあら汁、刺身	シガトキシン類		家庭	
11	八重山	7月13日	自宅等	10	4	鶏の生レバー	カンピロバクター属菌	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	
12	南部	8月30日	学校	7804	67	シイラフライ	ヒスタミン		不明	
13	南部	9月3日	自宅等	不明	2	不明	カンピロバクター属菌		不明	
14	中部	10月3日	自宅等	3	3	令和元年10月3日(木)に当該施設で製造販売された惣菜(推定)	黄色ブドウ球菌	エンテロトキシンA産生コアグラーゼVII型	飲食店	
15	中部	10月18日	自宅等	2	2	バラハタ(推定)の味噌汁	シガトキシン類(推定)		家庭	
16	南部	10月30日	自宅等	39	20	令和元年10月3日(木)に当該施設で製造販売された惣菜(推定)	ノロウイルス	G2	飲食店	
17	中部	11月7日	自宅等	1	1	サンマの刺身	アニサキス		飲食店	
18	南部	11月14日	自宅等	2	2	イッテンフエダイのあら汁及びソテー	シガトキシン類		家庭	
19	中部	11月16日	自宅	1	1	ミーバイ汁	シガトキシン類		飲食店	
20	中部	12月16日	自宅等	34	18	令和元年12月15日(日)に当該施設で提供された食事(推定)	ノロウイルス	G2	飲食店	
計				7,949	171					

表5-23 調理師養成施設

名称	所在地	設立者	昼夜間課程の部	入学定数	学級数	入学の時期	修業時間	指定年月日	電話	備考
沖縄調理師専門学校	那覇市久米1-18-7	学校法人新島学園	昼	120	3	4月	1年	H28.3.31 (S48.12.28)	098-861-7100	
			昼	40	2	4月	2年	H28.3.31 (S48.12.28)	098-861-7100	
			夜	40	1	隔年4・10月	1.5年	H28.3.31 (S48.12.28)	098-861-7100	夜間部 H19.4.1
琉球調理師専修学校	浦添市宮城5-2-3	学校法人みのり学園	昼	100	2	4月	1年	S50.3.17	098-877-4980	
沖縄県立浦添工業高等学校 調理科	浦添市経塚1-1-1	県	昼	40	3	4月	3年	S58.3.31	098-879-5992	
沖縄県立美里工業高等学校 調理科	沖縄市泡瀬5-42-2	県	昼	40	3	4月	3年	H6.3.29	098-937-5848	
専門学校大育 調理科・調理本科	那覇市大道88-5	学校法人石川学園	昼	78 39	2 2	4月 4月	1年 2年	H17.3.29	098-885-5330	

表5-24 製菓衛生師養成施設

名称	所在地	設立者	昼夜間課程の部	入学定数	学級数	入学の時期	修業時間	指定年月日	電話	備考
琉球調理師専修学校 製菓衛生師科	浦添市宮城5-2-3	学校法人みのり学園	昼	80	2	4月	1年	H19.11.27	098-877-4980	
専門学校大育 製菓衛生師科	那覇市大道88-5	学校法人石川学園	昼	70	2	4月	1年	H22.12.15	098-885-5330	
SOLA沖縄保健医療工學院 パティシエ・ブーランジェ学科	宜野湾市大山7-9-8	学校法人SOLA沖縄学園	昼	40	2	4月	2年	H27.3.24	098-898-0701	

表5-25 調理師・製菓衛生師試験状況

	調理師			製菓衛生師		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成21年度	808	420	52.0	74	39	52.7
22	707	378	53.5	76	41	53.9
23	743	447	60.2	85	65	76.5
24	709	276	38.9	80	34	42.5
25	809	424	52.4	109	42	38.5
26	669	308	46.0	124	81	65.3
27	708	384	54.2	113	69	61.1
28	567	335	59.1	122	84	68.9
29	558	278	49.8	114	84	73.7
30	552	317	57.4	108	74	68.5
31	549	222	40.4	100	59	59.0

表5-26 調理師・製菓衛生師免許取得状況

	昭和38年～平成20年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
		調理師	27,351	732	678	750	568	570	701	590	676	487	528
製菓衛生師	643	45	42	65	40	51	73	74	81	67	56	47	1,284

表5-27 と畜場一覧（令和元年度）

と畜場 番号	と畜場名称	と畜場種別	許可年月日	許可番号	所在地	代表者	処理獣畜	処理能力	所轄
1	(株)沖縄県食肉センター	一般と畜場	S47.2.28	沖縄県指令 厚第18号	南城市大里字大城 1927	井上 光	牛、馬	大動物30頭	中央食肉衛生検査所
			H23.5.26	沖縄県指令 環第50号			豚、山羊、めん 羊	小動物1,200頭	
2	名護市 食肉センター	一般と畜場	H13.12.28	沖縄県指令 福第2624号	名護市世富慶755	名護市長	牛、豚、山羊、 めん羊	大動物3頭 小動物708頭	北部食肉衛生検査所
4	沖縄県畜産 研究センター	簡易と畜場	S58.12.1	沖縄県指令 環第887号	今帰仁村字諸志 2009-5	沖縄県知事	豚	小動物10頭	
7	久米島と畜場	一般と畜場	S53.8.3	沖縄県指令 環第1168号	久米島町字兼城215	久米島町長	牛、馬、豚、 山羊、めん羊	大動物1頭 小動物17頭	南部保健所
9	(株)宮古 食肉センター	一般と畜場	H28.4.20	沖縄県指令 保第162号	宮古島市上野字野 原1190-187	小禄 博信	牛、馬、豚、 山羊	大動物5頭 小動物25頭	宮古保健所
10	八重山食肉センター	一般と畜場	S49.5.30	沖縄県指令 環90号	石垣市字大浜1412	中山 義隆	山羊、めん羊	小動物120頭	八重山保健所
			H26.4.14	沖縄県指令 保第3号			牛、馬、豚、山 羊	大動物20頭 小動物50頭	
11	与那国町 食肉処理場	一般と畜場	H3.2.1	沖縄県指令 環第36号	与那国町 与那国1113-1	与那国町長	牛、豚、山羊	大動物2頭 小動物10頭	

表5-28 年度別畜種別と畜検査頭数

年度	総計	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊
平成27年度	318,440	3,729	7	25	312,396	2,282	1
平成28年度	322,613	3,823	5	30	316,639	2,116	-
平成29年度	336,715	4,037	6	30	330,211	2,429	2
平成30年度	344,765	4,178	1	45	337,760	2,781	-
令和元年度	326,848	4,186	2	35	319,335	3,289	1

表5-28(2) と畜場別と畜検査頭数(令和元年度)

と畜場名	総計	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊
(株)沖縄県食肉センター	209,430	2,153	-	23	205,798	1,456	-
沖縄県畜産研究センター	-	-	-	-	-	-	-
名護市食肉センター	112,609	57	-	-	111,601	950	1
久米島と畜場	240	9	-	-	75	156	-
(株)宮古食肉センター	1,152	258	1	2	574	317	-
(株)八重山食肉センター	3,392	1,709	1	10	1,262	410	-
与那国町食肉処理場	25	-	-	-	25	-	-
総計	326,848	4,186	2	35	319,335	3,289	1

表5-29 と畜場内と殺頭数及び枝肉重量(令和元年度)

	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊
と畜場内と殺頭数	4,184	2	35	319,312	3,288	1
枝肉重量(総重量)kg	1,746,429	236	7,917	25,978,752	86,238	38
枝肉重量(1頭当たり)kg	417	118	226	81	26	38

表5-30 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因（令和元年度）

場内と殺頭数	処分実頭数	疾病別頭数																				総数								
		細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病														
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	ブラキソマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他			
牛	4,184	と殺禁止	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		全部廃棄	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0	0	0	5	0	0	0	0	0	10	25	
		一部廃棄	2,628	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	273	0	0	0	0	16	4	0	2,064	269	1,113	3,756				
とく	2	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2				
馬	35	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部廃棄	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	19	1	3	25				
ハク	0	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豚	319,312	禁止	12	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12		
		全部廃棄	445	0	224	53	0	0	0	0	0	50	4	0	0	0	23	78	3	2	0	6	0	0	0	2	445			
		一部廃棄	228,943	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	90	23	0	221,159	4,954	21,418	247,680					
めん羊	1	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		一部廃棄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1					
山羊	3,288	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3				
		一部廃棄	1,758	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	399	0	0	0	5	0	0	1,374	20	256	2,056					

表5-31 年度別食鳥処理場別検査羽数

管轄 処理場 年度	中央食肉衛生検査所		北部食肉衛生検査所		総計
	沖縄食鶏加工(株)	(株)沖縄県鶏卵食鳥	(有)中央食品加工	名護市食鳥処理施設	
	ブロイラー	成鶏	ブロイラー	ブロイラー	
平成27年度	1,682,104	524,741	1,834,816	-	4,041,661
平成28年度	1,619,022	535,100	1,804,989	-	3,959,111
平成29年度	1,623,382	488,311	1,874,569	-	3,986,262
平成30年度	1,715,409	569,928	1,845,457	-	4,130,794
令和元年度	572,840	519,453	548,559	2,485,593	4,126,445

表5-32 乳処理業（令和元年度）

	合計	北部保健所	中部保健所	南部保健所	宮古保健所	八重山保健所
乳処理業営業施設数	12	2	1	4	1	4

表5-33 年度別乳処理量（平成27年度～令和元年度）

(単位:キロリットル)

区分	牛乳				低脂肪牛乳				加工乳				その他の乳				計
	63～65℃	75℃以上	瞬間	計	63～65℃	75℃以上	瞬間	計	63～65℃	75℃以上	瞬間	計	63～65℃	75℃以上	瞬間	計	
平成27年度	1,049	1,428	17,533	20,010	-	-	-	-	-	18	5,849	5,867	-	6	278	284	26,161
平成28年度	1,390	1,402	16,390	19,182	-	-	-	-	-	9	5,930	5,939	8	-	313	321	25,442
平成29年度	1,233	1,193	15,823	18,249	-	-	-	-	-	8	5,628	5,636	7	-	262	269	24,154
平成30年度	964	3,338	16,129	20,431	-	-	-	-	-	12	5,323	5,335	-	-	235	235	26,001
令和元年度	911	3,263	15,881	20,055	-	-	-	-	-	8	4,752	4,760	-	-	196	196	25,011
計	5,547	10,624	81,756	97,927	-	-	-	-	-	55	27,482	27,537	15	6	1,284	1,305	126,769

4 食の安全安心確保

(1) 体制等の整備

本県における食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催し、関係部局が実施する食の安全安心に関する施策の実施状況について進行管理を行うとともに、食に関する重大な事件に対応するための緊急会議を開催して県民の食に対する安心感の確保に努めている。

また、食品の安全安心確保のための施策の策定及び実施を検討するにあたり、外部有識者で構成する「沖縄県食品の安全安心懇話会」を開催し、食品の安全安心に関する意見等を施策に反映させている。

(2) 条例に基づく施策の推進

平成19年度に制定した「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例（以下「条例」という。）」が平成20年4月1日から完全施行され、安全性に問題のある食品や表示内容が不適切な食品を販売した場合の回収等の報告を県のホームページで公表し、県民の食品による健康被害の未然防止に努めている。

(3) 推進計画に基づく施策の進行管理

条例第7条に基づき、「第1期沖縄県食品の安全安心推進計画（H21～H23年度）」、「第2期沖縄県食品の安全安心推進計画（H24～26年度）」、「第3期沖縄県食品の安全安心推進計画（H27～31年度）」、「第4期沖縄県食品の安全安心推進計画（R2～6年度）」を策定し、関係部局により各施策を適切に実施している。推進計画には、食の安全・安心に関する6施策を設定しており、毎年度、沖縄県食品の安全安心推進本部会議において、施策の実施状況を管理している。

(4) 情報の提供

食の安全・安心に関する情報を県のホームページに掲載しており、条例第17条の「回収等の報告」があった場合は、速やかに県民に情報を提供するため随時更新を行っている。

また、一般県民や食品関連事業者に特に関心の高い情報については、専門家を招いて特別講演会・パネルディスカッション等を開催し、食の安全・安心に関する知識の普及啓発に努めている。

(5) 国や他の地方公共団体との連携

沖縄総合事務局と県関係部局が情報を共有し、連携を強化するために定期的に、意見交換会を開催している。

また、各地方公共団体と県関係部局が情報を共有し、連携を強化するために「九州・山口地域食の安全安心連携会議」へ参加している。

5 化製場等施設

化製場等に関する法律に基づく許可施設数は表5-34に示すとおりで、これらの施設は、汚水、悪臭、廃棄物等の衛生上の諸問題を含んでいるため、環境関係機関等と連携を密にし適切な監視指導強化に努めている。

表5-34 化製場等施設数（令和元年度）

業態 保健所別	施設実数	化 製 場						魚介類鳥類等製造		死亡獣畜 取 扱 場
		皮革	油脂	にかわ	肥料	飼料	その他	製造	貯蔵	
計	11	1	3	0	3	3	0	3	3	3
北部保健所	4	—	—	—	1	1	—	2	2	1
中部保健所	2	—	1	—	—	1	—	1	—	—
南部保健所	4	1	2	—	2	1	—	—	—	2
宮古保健所	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八重山保健所	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—

6 狂犬病予防

わが国における犬の狂犬病は、狂犬病予防法に基づく発生予防およびまん延防止対策の強化により昭和32年以降その発生を見ない。しかし、近隣諸国において本病は依然まん延しており、年間5万人以上が死亡しているとWHOは報告している。このため、国内では通常時の措置として同法に基づく犬の登録、狂犬病の予防注射、犬の捕獲・抑留等の予防対策を講じている。

犬に関する苦情として、放し飼い、人畜や農作物への被害、鳴き声等様々であるが、特に咬傷事故の発生防止については、飼い犬の適正飼養管理等飼い主のモラル向上が必須であり、この対策として同法および市町村飼い犬条例に基づく野犬・徘徊犬の捕獲・抑留、不適正飼養の飼い主に対する指導強化を図っている。

平成7年4月から同法の一部が改正され、犬の登録が毎年1回から生涯1回となった。なお、狂犬病の予防注射については、これまでどおり毎年1回受けることが義務づけられている。

平成12年4月より、犬の登録や狂犬病予防注射等の事務が市町村へ権限移譲された。

平成18年度より、動物愛護管理センター（以下「センター」という。）の新施設供用開始にあわせ、本島内4保健所の狂犬病予防業務を移管・一元化し効率的な業務運営を図っている。

平成25年度より、那覇市の中核市移行に伴い、那覇市内については那覇市が狂犬病予防法を所管することとなった。

ア 飼い犬の登録と狂犬病の予防注射（表5-35）

狂犬病予防法に基づき、市町村は犬の登録および狂犬病予防注射業務を行っている。後者については、市町村から（公）沖縄県獣医師会へ委託して年1回の定期集合注射（4月～6月）を行っている。

イ 野犬等の捕獲・抑留および処分（表5-35）

鑑札および注射済票を着けていない違法犬、野犬および放し飼い犬は、市町村、センター、離島保健所が連携して捕獲している。センターにおいては、市町村や保健所から搬送された犬の抑留、返還、譲渡、処分まで一括管理している（返還、譲渡については、離島保健所でも行っている）。

平成25年度より、那覇市内における野犬等の捕獲は那覇市が行っているが、その抑留及び処分は動物愛護管理センターが受託している。

表5-35 年度別犬の登録頭数及び抑留頭数

年度	新規登録頭数	総登録頭数	注射済票交付数	抑留頭数
27	4,721	66,548	32,248	1,583
28	4,635	65,647	32,889	1,394
29	4,343	64,206	32,111	1,215
30	4,646	63,147	32,169	1,083
R1	5,201	63,425	32,739	1,072

7 水道

水道は、県民が健康で快適な生活を維持し保健衛生を確保するため、また、本県の観光やその他の産業振興を図るうえでも重要不可欠な基幹施設である。

本県の水道は着実に整備されたことから、その普及率は平成30年度末でほぼ100パーセントとなっている。各市町村における令和元年度末の水道普及状況は表5-36のとおりである。

本県の水源は、沖縄本島においては主にダム依存型で、国が管理する9ダム（福地、新川、安波、普久川、辺野喜、漢那、羽地、大保、金武）、県が管理する1ダム（倉敷）、水道用水供給事業者である沖縄県企業局が管理する1ダム（山城）を主な水源とし、その他に河川水（19か所）、地下水（嘉手納井戸群23か所）及び平成8年度に完成した海水淡水化施設（4万トン/日）を利用している。

水源に恵まれない離島においては16か所に海底送水管（管延長約6万4千km）を布設するとともに、布設困難な離島においては北大東村ほか5町村に海水淡水化施設が整備されている。

また、本県のほとんどの地域が琉球石灰岩であるため、地下水を水源としている事業体においては、硬度低減化等の水質改善が必要とされており、平成8年度に伊是名村、平成9年度に名護市、多良間村、平成10年度に宮古島水道企業団袖山浄水場、平成11年度に伊良部町、宮古島上水道企業団加治道浄水場、平成14年度に伊平屋村及び県企業局北谷浄水場に硬度低減化施設が整備されている。（宮古島上水道企業団、伊良部町は市町村合併等により現在は宮古島市上下水道部）

本県には水道用水供給事業者が1か所、上水道事業者が26か所、簡易水道事業者が16か所あり、各水道事業者の実績給水量は表5-37、表5-38のとおりである。

また、水道事業者のうち、本島北部6か所、中部11か所、南部7か所の水道事業者は水道用水供給事業者である沖縄県企業局から、水道用水の供給を受けている。そのうち、6か所（名護市、本部町、伊江村、今帰仁村、金武町、南部水道企業団）の水道事業者は、一部を自己水源によって賄っている。

県内の水道分野におけるユニバーサルサービスの向上や水道事業の運営基盤強化のため水道広域化に取り組んでおり、平成26年11月に沖縄県、県企業局及び本島周辺離島8村の三者で水道用水供給の実現に向け協働して取り組む旨の覚書きを取り交わし、平成30年3月に粟国村、令和2年3月には北大東村において、県企業局による水道用水供給を開始したところである。

表5-36市町村別水道普及状況（令和元年度）

沖縄県 NO.47

市町村名	行政区域内 総人口	上水道			簡易水道			専用水道						合計			普及率 (14)/(1) ×100%	飲料水供給施設					
		箇所 (2)	計画給水 人口 (3)	現在給水 人口 (4)	箇所 (5)	計画 給水 人口 (6)	現在 給水 人口 (7)	自己水源のみによる			左記以外のもの			箇所 (2)+(5)+(8) +(11)カ所	計画給水 人口 (3)+(6)+(9)	現在給水 人口 (4)+(7)+(10) =(14)人		箇所数 カ所	計画 給水 人口 人	現在 給水 人口 人			
								箇所 数 (8)	確認時 給水 人口 (9)	現在 給水 人口 (10)	箇所 数 (11) カ所	確認時 給水 人口 (12)	現在 給水 人口 (13)										
																					人	人	人
那覇市	317,060	1	325,000	317,060	*							5	0	0	6	325,000	317,060	100.0%	*				
うるま市	121,529	1	124,840	121,509	*							1	221,515	0	2	124,840	121,509	100.0%	*				
宜野湾市	98,321	1	100,700	98,321	*			0	0	0	2	620	0	3	100,700	98,321	100.0%	*					
宮古島市	51,875	1	53,500	51,850	*			1	223	17	1	0	0	3	53,723	51,867	100.0%	*					
石垣市	47,439	1	48,500	47,439	*						3	0	1,290	4	48,500	47,439	100.0%	*					
浦添市	115,025	1	123,200	115,025	*									1	123,200	115,025	100.0%	*					
名護市	62,351	1	61,200	61,844	*	1	1,100	485				3	0	0	5	62,300	62,329	100.0%	*				
糸満市	60,485	1	61,400	60,485	*						1	0	0	2	61,400	60,485	100.0%	*					
沖縄市	141,591	1	151,100	141,591	*						1	0	0	2	151,100	141,591	100.0%	*					
豊見城市	63,526	1	64,840	63,526	*						1	0	0	2	64,840	63,526	100.0%	*					
南城市	43,638	1	44,930	43,586	*						2	10,802	500	3	44,930	43,586	99.9%	*					
国頭村	4,516				*	1	4,870	4,385	1	1,400	0	1	516	90	3	6,270	4,385	97.1%	*				
大宜味村	2,917				*	1	4,200	2,914							1	4,200	2,914	99.9%	*				
東村	1,565				*	1	1,660	1,563							1	1,660	1,563	99.9%	*				
今帰仁村	9,244	1	9,940	9,244	*				1	0	0				2	9,940	9,244	100.0%	*				
本部町	13,074	1	13,400	13,061	*										1	13,400	13,061	99.9%	*				
恩納村	10,809	1	12,280	10,809	*						1	0	0	2	12,280	10,809	100.0%	*					
宜野座村	5,810	1	5,930	5,810	*										1	5,930	5,810	100.0%	*				
金武町	11,218	1	10,870	10,223	*	1	900	995				1	0	0	3	11,770	11,218	100.0%	*				
伊江村	4,051	1	5,500	4,051	*										1	5,500	4,051	100.0%	*				
読谷村	39,565	1	47,120	39,556	*										1	47,120	39,556	100.0%	*				
嘉手納町	13,395	1	16,090	13,395	*										1	16,090	13,395	100.0%	*				
北谷町	28,145	1	31,000	28,145	*										1	31,000	28,145	100.0%	*				
北中城村	16,805	1	18,400	16,805	*										1	18,400	16,805	100.0%	*				
中城村	21,648	1	23,000	21,644	*										1	23,000	21,644	100.0%	*				
西原町	34,483	1	37,190	34,475	*										1	37,190	34,475	100.0%	*				
八重瀬町	30,602	※	34,684	30,602	*							1	0	0	※	34,684	30,602	100.0%	*				
与那原町	19,509	1	21,425	19,509	*										1	21,425	19,509	100.0%	*				
南風原町	40,107	※	40,716	40,107	*									※	40,716	40,107	100.0%	*					
久米島町	7,192	1	11,230	7,136	*			1	0	0					2	11,230	7,136	99.2%	*				
渡嘉敷村	738				*	1	695	696	1	0	0				2	695	696	94.3%	*				
座間味村	869				*	1	745	869							1	745	869	100.0%	*				
粟国村	698				*	1	715	698							1	715	698	100.0%	*				
渡名喜村	379				*	1	393	379							1	393	379	100.0%	*				
南大東村	1,286				*	1	1,400	1,286							1	1,400	1,286	100.0%	*				
北大東村	606				*	1	742	606							1	742	606	100.0%	*				
伊平屋村	1,140				*	1	1,155	1,140							1	1,155	1,140	100.0%	*				
伊是名村	1,355				*	1	1,490	1,355							1	1,490	1,355	100.0%	*				
多良間村	1,100				*	1	1,730	1,100							1	1,730	1,100	100.0%	*	1	55	4	
竹富町	3,987				*	1	4,130	3,968							1	4,130	3,968	99.5%	*				
与那国町	2,023				*	1	1,770	1,670				1			2	1,770	1,670	82.6%	*				
市	1,122,840	11 0	1,159,210	1,122,236	*	1	1,100	485	2	223	16	16	232,937	500	※	31 0	1,160,533	1,122,738	100.0%	*	0	0	0
町	203,735	9 ※	141,205 75,400	125,944 70,709	*	2 1	5,900 900	5,926 1,003	1	0	0	3	0	0	※	16 2	223,405	203,286	99.8%	*	0	0	0
村	125,101	7 0	122,170	107,919	*	12 0	19,795	17,551	3	1,400	0	2	516	91	※	24 0	143,365	124,910	99.8%	*	1	55	4
計	1,451,676	27 25 ※	1,497,985	1,426,808	*	16	27,695	24,965	5	1,623	16	23	233,453	591	※	71 69 2	1,527,303	1,450,934	99.9%	*	1	55	4

注1)簡易水道、飲料水供給施設においては、上段に公営、下段(*)にその他を記入する。(上水道については全箇所公営)

注2)八重瀬町および南風原町は、南部水道企業団(一部事務組合水道)より給水されており、町ごとに1つの水道とみられて※印をつけて記入してある。

注3)行政区画人口には、外国人人口を含む。

表5-37 上水道実績給水量（令和元年度）

番号	事業主体名	一日当たりの給水量			一人一日当たりの給水量	
		最大給水量		平均給水量 (m3)	最大給水量 (ℓ)	平均給水量 (ℓ)
		(m3)	(月 日)			
1	那 覇 市	114,304	R1.09.22	105,257	361	332
2	名 護 市	23,896	R1.08.14	21,705	386	351
3	本 部 町	8,774	R1.05.05	6,831	672	523
4	宜 野 湾 市	33,493	R2.02.18	29,872	341	304
5	石 垣 市	(300) 27,223	R1.10.01	(300) 23,647	568	492
6	浦 添 市	39,545	R1.07.15	38,555	344	335
7	南部水道企業団	24,056	R1.09.22	21,008	340	297
8	嘉 手 納 町	7,303	R1.07.10	6,475	545	483
9	西 原 町	13,202	R1.09.22	11,600	383	336
10	読 谷 村	15,354	R1.11.12	13,467	388	340
11	う る ま 市	39,070	R1.07.15	37,940	322	312
12	北 谷 町	17,187	R2.02.10	14,798	611	526
13	与 那 原 町	6,158	R1.08.12	5,677	316	291
14	中 城 村	6,296	R1.12.31	6,240	291	288
15	糸 満 市	20,930	R1.09.22	18,727	346	310
16	伊 江 村	2,366	R1.09.22	1,877	584	463
17	豊 見 城 市	19,958	R2.01.28	18,418	314	290
18	宮 古 島 市	33,452	R1.09.06	24,730	645	477
19	北 中 城 村	7,668	R1.07.31	7,381	456	439
20	南 城 市	15,430	R1.09.22	12,934	354	297
21	沖 縄 市	62,075	R2.01.30	49,525	438	350
22	恩 納 村	12,791	R1.07.29	9,276	1,183	858
23	宜 野 座 村	3,135	R1.09.23	2,508	540	432
24	金 武 町	8,151	R1.12.04	6,533	797	639
25	久 米 島 町	5,302	R1.11.12	3,109	743	436
26	今 帰 仁 村	4,022	R1.07.15	3,694	435	400
	計	(300) 571,141		(300) 501,784	400	352

※上段()は、分水で外数。

1日当たり平均給水量算出に使用する1年の日数は、365日である。

表5-38 簡易水道実績給水量(令和元年度)

番号	市町村名	給水人口 A (人)	年間給水量 B (m ³)	1日当たりの給水量		1人1日当たりの給水量	
				最大給水量 C (m ³)	平均給水量 D=B/365(m ³)	最大給水量 E=C/A*1000 (ℓ)	平均給水量 F=D/A*1000 (ℓ)
1	名 護 市	465	54,839	180	150	387	323
2	国 頭 村	4,385	704,700	3,370	1,931	769	440
3	大 宜 味 村	2,914	507,905	2,000	1,392	686	478
4	東 村	1,563	312,285	1,373	856	878	548
5	伊 平 屋 村	1,140	205,980	817	564	717	495
6	伊 是 名 村	1,382	140,133	1,636	384	1,184	278
7	金 武 町	984	121,178	400	332	407	337
8	渡 嘉 敷 村	649	89,045	1,025	244	1,579	376
9	座 間 味 村	869	120,344	1,459	330	1,679	380
10	栗 国 村	698	84,087	497	230	712	330
11	渡 名 喜 村	397	34,017	214	93	539	234
12	南 大 東 村	1,226	126,260	725	346	591	282
13	北 大 東 村	606	88,518	404	243	667	401
14	多 良 間 村	1,111	164,650	730	451	657	406
15	竹 富 町	3,968	842,918	4,300	2,309	1,084	582
16	与 那 国 町	1,670	660,144	1,520	1,520	910	910
計		24,027	4,257,003	20,650	11,663	859	485

1日当たり平均給水量算出に使用する1年の日数は、365日である。

1人1日最大給水量 = 実績1日最大給水量/現在給水人口

1人1日平均給水量 = 1日平均給水量/現在給水人口

8 薬事

医薬品、医療機器は生命、健康増進に密接な関係を有することから、その安全性、有効性及び品質の確保が強く要求される。

本県では、医薬品などの製造販売業、製造業の許可承認や薬局及び医薬品販売業等の許可届出を通じて医薬品等の安全性の確保に努めるとともに、施設に立ち入る等の監視指導によって、不正・不良医薬品の排除に努めている。

表 5-39 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業等の年次別推移（各年度 3 月末現在）

業態	年度				
	27	28	29	30	01
薬局	407	403	402	401	403
店舗販売業	195	206	204	214	212
卸売販売業	62	66	66	69	67
薬種商販売業※	0	0	0	0	0
配置販売業	53	47	44	43	44
特例販売業	57	52	50	50	50
高度管理医療機器等販売業・貸与業	547	569	586	591	608
計	1,321	1,343	1,352	1,368	1,384

※平成21年度以降は、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第8条の規程により従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者の営む数

表 5-40 医薬品等及び医療機器の製造販売業、製造業の年次別推移（各年度 3 月末現在）

業態		年度					
		27	28	29	30	01	
医薬品	製造業	薬局以外 (知事許可分)	1	1	1	1	1
		薬局	33	37	39	39	38
	製造販売業	第1種	0	0	0	0	0
		第2種	1	1	1	1	1
		薬局	33	37	39	39	38
部外品 医薬	製造業	3	3	4	3	4	
	製造販売業	5	5	6	6	7	
品 化粧	製造業	62	67	71	61	54	
	製造販売業	70	73	78	68	64	
医療機器	製造業(知事許可分)	4	4	5	6	3	
	製造販売業	4	3	3	3	3	
	修理業(知事許可分)	71	73	75	76	70	
計		287	304	322	303	283	

表5-41 保健所別業態別施設数（令和2年3月末現在）

業態	保健所					
	南部	中部	北部	宮古	八重山	計
薬局	160	166	40	16	21	403
店舗販売業	69	103	14	12	14	212
卸売販売業	41	17	1	5	3	67
薬種商販売業※	0	0	0	0	0	0
配置販売業	30	11	1	2	0	44
特例販売業	6	6	20	4	14	50
高度管理医療機器等 販売業・貸与業	273	242	28	38	27	608
計	579	303	104	77	79	1,384

※平成21年度以降は、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第8条の規程により従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者の営む数

表5-42 薬事監視員数（保健所・本庁）（令和2年3月末現在）

所属別	南部 保健所	中部 保健所	北部 保健所	宮古 保健所	八重山 保健所	衛生 薬務課	計
薬事監視員数	3	4	2	3	3	7	22

表5-43 薬事監視立入検査結果

年度	許可届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	特定販売実施施設数	違反発見件数																	処分件数					告発件数			
					無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵方法	処方せん医薬品の譲渡記録等	制限品目販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	医薬品販売業者の管理者に係る違反	製造販売後安全管理の不備	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	指定薬物の販売・授与等	指定薬物の広告	その他	許可取消・業務停止	改善命令		検査命令	廃棄	その他
27	4,130	484	27	20	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	6	0	12	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0
28	4,284	520	27	16	0	0	0	1	0	0	1	0	0	11	6	0	9	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
29	4,330	495	53	24	6	1	0	1	3	0	1	0	1	7	18	0	7	9	9	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0
30	4,286	480	17	42	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	5	1	1	4	3	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0
01	4,333	371	8	13	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	2	0

9 ハブクラゲ等危害防止対策事業

本県には、クラゲ類、オコゼ、イソギンチャクなどの海洋危険生物が生息し、毎年これらによる刺咬症事故が多数発生している。中でもハブクラゲによる被害が最も多く、平成9年8月には金武町屋嘉の海岸において6歳の女兒が、平成10年7月には石垣市浦底浜の海岸で3歳の女兒がハブクラゲに刺されて死亡するという痛ましい事故が発生した。

ハブクラゲは、ほぼ県内全域の海岸に生息しており、県民及び観光客等からハブクラゲの危害を未然に防止するため、「ハブクラゲ等対策連絡協議会」を設置し、関係機関が連携、協力してハブクラゲ等危害防止対策事業に取り組んでいる。

また、ハブクラゲ刺症被害が多発する毎年6月1日から9月30日までの間は「ハブクラゲ発生注意報」を発令し注意喚起を促すとともに、生態、被害防止方法及び応急処置についてポスター、リーフレット及び啓発DVD等によりハブクラゲ等海洋危険生物危害防止対策の普及啓発を行っている。

令和元年の海洋危険生物による被害件数は166件発生し、その内ハブクラゲによる被害件数は37件（22.3%）を占める。平成30年のハブクラゲ被害70件と比較すると33件減少した。

ハブクラゲによる被害は年により変動はあるものの、6月～9月までの4ヶ月間に集中している。これは、クラゲが6月頃から急激に成長することと、夏休みを含めこの期間に多くの人が海水浴を楽しむためと考えられる。

ハブクラゲ刺症事故防止の対処法としては、遊泳時にはハブクラゲ侵入防止ネット内で泳ぎ、長そでTシャツやスパッツ等で肌の露出をなるべく少なくすることである。そのため県では、市町村、海水浴場開設者等に対しハブクラゲ侵入防止ネットの設置及び「ハブクラゲに注意」の立て看板の設置を要請している。

刺された場合の応急処置としては食酢が有効であり、各海水浴場に食酢の配備を、利用客には海水浴の際に食酢の携帯を呼び掛けている。

表5-44 年別ハブクラゲ被害件数

(暦年)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
件数	91	100	83	103	128
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	131	145	118	70	37

表5-45 月別ハブクラゲ刺咬症状況（令和元年）

（暦年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	計
本島地域	0	0	0	0	0	0	12	8	3	0	0	0	0	23
宮古地域	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
八重山地域	0	0	0	0	0	2	5	1	1	0	0	0	0	9
不明	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
計	0	0	0	0	0	2	20	11	4	0	0	0	0	37

表5-46 海洋危険生物年齢別刺咬症状況（令和元年）

（暦年）

年齢	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代以上	不明	計
刺咬症数	33	30	42	23	24	13	1	166
割合(%)	19.9%	18.0%	25.3%	13.9%	14.5%	7.8%	0.6%	100%

表5-47 加害生物別刺咬症状況（令和元年）

（暦年）

加害生物名	ハブクラゲ	カツオノエボシ	クラゲ類	その他	不明	計
刺咬症者数	37	22	22	81	43	166

※その他については、刺胞動物（イソギンチャク類）6件、魚類（オコゼ類、カサゴ類、ウツボ類ほか）29件、棘皮動物（ガンガゼ、ウニ類）5件、環形動物（ウミケムシ類）2件である。

10 ハブ対策事業

(1) ハブ対策事業の現状

本県には、34市町村、県土の約85%に当たる地域に猛毒を有するハブ（サキシマハブ・ヒメハブ・タイワンハブを含む、以下同じ）が生息し、年間80人前後の咬症患者が発生している。咬症時の治療薬であるハブ抗毒素の使用や治療技術の向上によって、直接生命にかかわる事例は極めて少なくなっているが、現在使われているハブ抗毒素は、原料がウマ血液由来であることから、副作用が発生する可能性がある。また、近年分布を拡大している危険外来ハブ類の駆除対策が大きな課題である。

そこで県では、遺伝子組換え等の新技術を導入して副作用の危険性が低い抗ハブ毒ヒト抗毒素の研究と、危険外来ハブ類の効果的な駆除法を確立するための研究を行っている。

また、ハブ抗毒素を県内医療機関に配備して治療体制を確保するほか、ハブ咬症防止思想の啓発を図るため、パンフレット・ポスターの配布、ハブ咬症注意報の発令、ハブ咬症防止運動を実施している。さらに、沖縄県ハブ対策事業基本計画の中で、県、市町村及び県民の役割を定め、沖縄県ハブ対策連絡協議会では、関係機関の具体的な施策及び数値目標を定めて、ハブによる事故を未然に防止するための対策、普及啓発に努めている。

一方、市町村に対しては、市町村ハブ対策事業担当課長会議等を開催し、ハブ対策事業の技術的援助、防止対策等の協力を行っている。

(2) ハブ対策事業体系

ハブ対策事業の体系は図のとおりである。

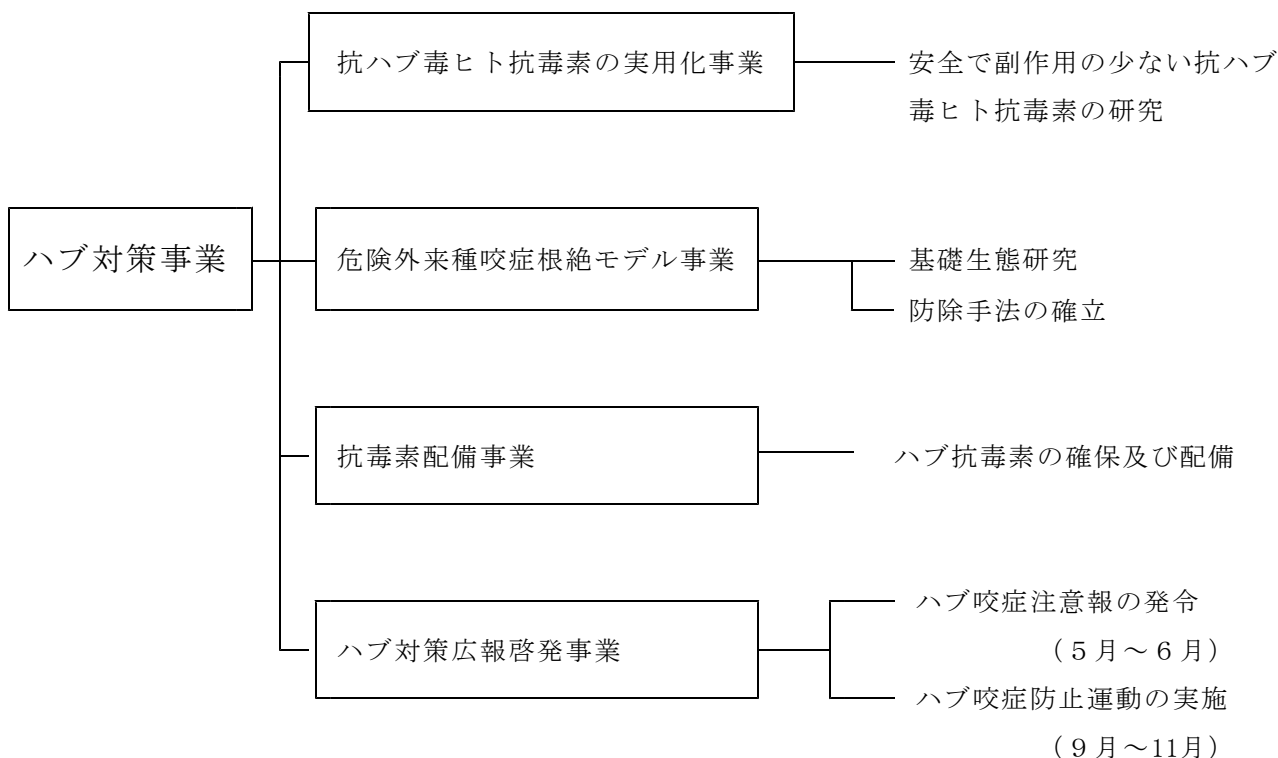


表5-48 最近10年間のハブ咬症発生状況

(暦年)

種類 年	ハブ		サキシマハブ		ヒメハブ		タイワンハブ		計	
	患者数	死亡	患者数	死亡	患者数	死亡	患者数	死亡	患者数	死亡
22	48		21		9		1		79	
23	62		18		5		3		88	
24	46		33		12		1		92	
25	42		20		7		3		72	
26	29		18		7		0		54	
27	23		36		5		3		67	
28	38		13		5		1		57	
29	34		20		5		2		61	
30	33		13		2		1		49	
R1	30		18		6		1		55	
計	385	0	210	0	63	0	16	0	674	0

表5-49 令和元年市町村別ハブ咬症発生状況

	ハブ	サキシマハブ	ヒメハブ	タイワンハブ	合計
国頭村	1	0	2	0	3
大宜味村	1	0	0	0	1
東村	0	0	1	0	1
今帰仁村	3	0	1	0	4
本部町	2	0	0	0	2
名護市	2	0	1	1	4
伊江村	1	0	0	0	1
伊平屋村	0	0	0	0	0
宜野座村	1	0	0	0	1
恩納村	0	0	0	0	0
金武町	0	0	0	0	0
うるま市	4	0	0	0	4
読谷村	1	0	0	0	1
嘉手納町	1	0	0	0	1
北谷町	0	0	0	0	0
沖縄市	1	0	0	0	1
北中城村	0	0	0	0	0
宜野湾市	0	0	0	0	0
中城村	0	0	0	0	0
西原町	0	0	0	0	0
浦添市	2	0	0	0	2
豊見城市	0	0	0	0	0
糸満市	0	1	0	0	1
八重瀬町	2	0	0	0	2
南城市	1	0	1	0	2
南風原町	2	0	0	0	2
与那原町	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0
久米島町	2	0	0	0	2
那覇市	2	0	0	0	2
石垣市	0	3	0	0	3
竹富町	0	14	0	0	14
渡名喜村	0	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	1
合計	30	18	6	1	55

表5-50 最近10年の市町村別ハブ咬症発生状況

平成22年～令和元年累計(暦年)

	ハブ	サキシマハブ	ヒメハブ	タイワンハブ	合計
国頭村	24	0	9	0	33
大宜味村	6	0	8	0	14
東村	4	0	4	0	8
今帰仁村	15	0	1	4	20
本部町	8	0	9	1	18
名護市	32	0	9	9	50
伊江村	8	0	0	0	8
伊平屋村	7	0	2	0	9
宜野座村	6	0	2	1	9
恩納村	6	0	0	1	7
金武町	1	0	6	0	7
うるま市	42	0	4	0	46
読谷村	15	0	1	0	16
嘉手納町	1	0	0	0	1
北谷町	2	0	0	0	2
沖縄市	7	0	1	0	8
北中城村	1	0	0	0	1
宜野湾市	9	0	0	0	9
中城村	12	0	0	0	12
西原町	7	0	0	0	7
浦添市	4	0	0	0	4
豊見城市	10	0	0	0	10
糸満市	36	11	1	0	48
八重瀬町	20	0	0	0	20
南城市	23	0	4	0	27
南風原町	11	0	0	0	11
与那原町	0	0	1	0	1
渡嘉敷村	2	0	0	0	2
久米島町	34	0	0	0	34
那覇市	18	0	0	0	18
石垣市	0	134	0	0	134
竹富町	0	60	0	0	60
渡名喜村	0	0	0	0	0
不明	14	5	1	0	20
合計	385	210	63	16	674

11 毒物及び劇物

毒物劇物は、極く少量でも人体に健康被害をもたらすおそれがある。

県では、毒物劇物に係る事故等を未然に防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対し監視指導を実施し、講習会等を開催して毒物劇物の適正な取扱い及び保管管理について普及啓発を図っている。

(1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者

表5-51 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の年度別推移

業種別 年次別	一般 販売業	農業用 品目 販売業	特定 品目 販売業	製造業	輸入業	特定 毒物 研究者	特定 毒物 使用者	電気 メッキ業	金属熱 処理業	運送業
平成27年度	201	83	7	9	1	14	3	0	0	1
平成28年度	196	82	7	9	1	13	3	0	0	1
平成29年度	195	80	7	9	1	14	3	0	0	1
平成30年度	186	77	7	9	1	14	3	0	0	1
平成31年度	188	74	7	9	1	14	4	0	0	1

表5-52 保健所別毒物劇物営業者及び業務上取扱者（平成31年度）

業種別 保健所別	北 部 保健所	中 部 保健所	南 部 保健所	宮 古 保健所	八重山 保健所	計
一 般 販 売 業	22	66	78	13	9	188
農 業 用 品 目 販 売 業	17	18	24	10	5	74
特 定 品 目 販 売 業	0	2	5	0	0	7
製 造 業	0	6	2	1	0	9
輸 入 業	0	0	1	0	0	1
特 定 毒 物 研 究 者	0	9	5	0	0	14
特 定 毒 物 使 用 者	0	0	4	0	0	4
電 気 メ ッ キ 業	0	0	0	0	0	0
金 属 熱 処 理 業	0	0	0	0	0	0
運 送 業	0	1	0	0	0	1
計	39	102	119	24	14	298

(2) 毒物劇物の指導取締り

毒物劇物関係施設（269ヶ所）に対し立入検査（43ヶ所）を実施した結果、何らかの違反が発見された施設は2施設で、主な違反内容は保管管理及び譲渡証記載の不備等である。

これらに対し説諭等の行政指導を行った。

表 5-53 保健所別毒物劇物関係施設の立入検査状況（平成31年度）

保健所別 件数	北 部 保健所	中 部 保健所	南 部 保健所	宮 古 保健所	八重山 保健所	計
施 設 数	39	86	107	23	14	269
立 入 検 査 数	10	8	8	9	8	43
違 反 数	0	0	0	2	0	2
無 登 録 数	0	0	0	0	0	0
指 導 件 数	0	0	0	0	0	0

12 麻薬及び向精神薬・大麻・覚醒剤・危険ドラッグ

麻薬や覚醒剤等は、医薬品として優れた効果を有する反面、ひとたび乱用されると乱用者個人の健康ばかりか社会的にも大きな弊害をもたらすことになる。

県としては、麻薬や覚醒剤等の取扱者に対して、立入検査や講習会等をとおして監視指導を行い不正使用の防止に努めている。

昨今、「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」などと称して販売されている「危険ドラッグ」の乱用者による事件・事故が全国的に発生し、深刻な社会問題となっている。

本県には、平成24年1月末時点で危険ドラッグ販売店舗が24店舗存在していたが、関係機関と連携した取締強化の結果、平成26年12月末時点で危険ドラッグ販売店舗は0となった。

県としては、継続して関係機関と連携し危険ドラッグ対策の推進に努めている。

表5-54 麻薬取扱者、大麻取扱者、覚醒剤取扱者の年次別推移

各暦年12月末現在

取扱者		年				
		H27	H28	H29	H30	H31
麻薬	麻薬卸売業者	5	5	5	6	6
	麻薬小売業者	265	293	288	282	307
	麻薬施用者	2,408	2,530	2,534	2,423	2,693
	麻薬管理者	129	135	130	125	140
	麻薬研究者	53	47	52	43	49
	計	2,860	3,010	3,009	2,879	3,195
大麻	大麻研究者	13	12	12	14	13
	大麻栽培者	-	-	-	-	-
	計	13	12	12	14	13
覚醒剤	覚醒剤施用機関	1	1	1	1	1
	覚醒剤研究者	15	14	15	11	14
	覚醒剤原料取扱者	7	7	7	8	8
	計	23	22	23	20	23

表5-55 保健所別麻薬等取扱者（令和元年末現在）

業種別		保健所					計
		北部	中部	南部	宮古	八重山	
麻薬	麻薬卸売業者	-	1	4	-	1	6
	麻薬小売業者	19	86	180	12	10	307
	麻薬施用者	111	824	1,601	82	75	2,693
	麻薬管理者	9	39	79	8	5	140
	麻薬研究者	-	18	31	-	-	49
	計	139	968	1,895	102	91	3,195
大麻	大麻研究者	-	1	12	-	-	13
	大麻栽培者	-	-	-	-	-	-
	計	-	1	12	-	-	13
覚醒剤	覚醒剤施用機関	-	-	1	-	-	1
	覚醒剤研究者	-	2	12	-	-	14
	覚醒剤原料取扱者	-	1	6	-	1	8
	計	-	3	19	-	1	23
麻薬診療施設	病院	6	26	39	3	4	78
	一般診療所	17	61	112	12	8	210
	歯科診療所	-	-	-	1	-	1
	家畜診療所	5	15	24	2	3	49
	計	28	102	175	18	15	338

13 血液事業

沖縄県では、血液製剤の自給確立のため、7月に実施される「愛の血液助け合い運動」や1から2月に実施される「はたちの献血キャンペーン」といった各種キャンペーンを中心に、広く県民に対し献血思想普及啓発事業を実施している。

特に若年層に対する献血思想の普及啓発が重要であり、県内各地の高等学校及び専門学校等において、献血について学ぶ「献血教室」を開催し、若年層の献血に対する関心を高めるよう取り組んでいる。

また、新鮮凍結血漿の人口あたりの消費量が他県に比べ多い傾向があり、医療機関に対して適正使用を呼びかけている。

なお、平成15年7月30日より「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、基本理念や関係機関の責務などが規定されたことを受けて、より一層県民に対し献血への理解を求めるとともに、若年層対策や成分献血及び400mL献血の推進に取り組んでいる。

表 5 - 56 献血者数の推移

区分 年度	(※1) 人口	献血者数	献血率 (%)	献血者数の年齢別内訳				
				16歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳以上
平成27年度	1,433,566	55,795	3.9%	3,547 6.4%	9,796 17.6%	14,096 25.3%	15,895 28.5%	12,461 22.3%
平成28年度	1,439,913	54,819	3.8%	3,904 7.1%	9,177 16.7%	13,160 24.0%	16,120 29.4%	12,458 22.7%
平成29年度	1,443,802	52,552	3.6%	3,929 6.9%	8,460 16.1%	12,310 23.4%	15,349 29.2%	12,504 23.8%
平成30年度	1,448,101	52,838	3.6%	3,783 7.2%	8,206 15.5%	11,932 22.6%	15,505 29.3%	13,412 25.4%
令和元年度	1,454,184	53,665	3.7%	3,852 7.2%	7,647 14.2%	11,473 21.4%	16,002 29.8%	14,691 27.4%

資料：沖縄県赤十字血液センター

注) ※1 沖縄県の推計人口(10月1日現在)：沖縄県企画部統計課

表 5-57 令和元年度献血者数及び献血目標達成率

献血別	目標(人)	実績(人)	達成率
200mL献血	221	652	295.0%
400mL献血	35,744	37,497	104.9%
成分献血	13,874	15,516	111.8%
合計	49,839	53,665	107.7%

資料: 沖縄県赤十字血液センター

表 5-58 沖縄県の献血状況(令和元年度)

1 献血種類別

	人数	占有率
200mL献血	652	1.2%
400mL献血	37,497	69.9%
成分献血	15,516	28.9%
合計	53,665	100.0%

2 男女別献血者数

	人数	占有率
男性	42,481	79.2%
女性	11,184	20.8%
合計	53,665	100.0%

3 献血不適格者内訳

性別 \ 不適格要因	血色素不足		その他	
	人数	占有率	人数	占有率
男性	484	19.4%	2,051	54.6%
女性	2,005	80.6%	1,708	45.4%
合計	2,489	100.0%	3,759	100.0%

資料: 沖縄県赤十字血液センター